

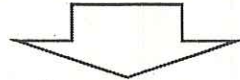
身体障害者手帳(再)の申請について

1 身体障害者手帳交付申請書類の入手

役場福祉課にて以下の書類を受け取ってください。

- ① 身体障害者手帳(再)交付申請書
- ② 身体障害者手帳診断書・意見書

※障がい部位により診断書・意見書は異なりますので、ご注意ください。



2 身体障害者手帳交付について医師と相談し、診断書を作成

- ① 身体障害者手帳の交付基準に該当しているかどうか、何級に該当しているかを診断書記入前に医師に確認してください。肢体障害7級のみ場合は、手帳が交付されません。
- ② 都道府県知事の指定を受けている医師かどうか、医師に確認してください。確認後、医師に診断書・意見書の作成を依頼してください。

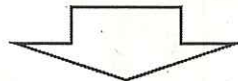


3 身体障害者手帳(再)交付申請書を提出

下記の書類を役場福祉課に提出してください。

- ① 身体障害者手帳(再)交付申請書(本人もしくはご家族が記入)
- ② 身体障害者手帳診断書・意見書
(申請日から3か月以内に医師により作成されたもの)
- ③ 写真(縦4cm×横3cm)1枚(上半身・脱帽・サングラス不可)
※カラー、白黒どちらでも可、スナップ写真可
- ④ 旧手帳の写し(再交付申請の場合)

※新しい手帳が交付されるときに、旧手帳を返還してください。



4 身体障害者手帳の交付 ※手帳が交付されない場合もあります。

書類提出後、兵庫県身体障害者更生相談所にて交付の可否が決定されます。

通常は1か月程で身体障害者手帳は交付されますが、審査内容により半年程かかる場合もあります。

交付の際には、役場福祉課より必要書類等を記載した交付案内を郵送いたしますので、ご本人もしくはご家族の方がお越しく下さい。また、手帳引き渡しの際に、手帳の内容及び福祉サービスの内容を案内いたします。お時間余裕をもってお越しく下さい。

問合せ先:猪名川町生活部福祉課

電話 072-766-0001(内線122・123)

ファックス 072-766-8895

記入例

身体障害者(児)手帳交付申請書

※18歳以上

第 号

令和 年 月 日

本 籍 地 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1
居 住 地 〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

氏 名 猪名川 太郎 昭和・平成 令和 () 〇〇年〇月〇日生

児童との続柄 ()

個人番号 1234 5678 9101 → マイナンバー12桁
電話番号 072 (766) 0001

15歳未満の児童

氏 名	猪名川 花子
生 年 月 日	平成・令和 〇〇年 〇 月 〇 日生
個 人 番 号	1234 5678 9101 → マイナンバー12桁

兵庫県知事 様

私は身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付願いたく関係書類を添えて申請いたします。

(備 考)

- 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになります。この場合には児童の氏名、生年月日、個人番号を 欄に記入し、保護者の個人番号は記入する必要はありません。
- 写真(縦4cm×横3cm)を1枚添付してください。

記入例

身体障害者(児)手帳交付申請書

※18歳未満

第 号

令和 年 月 日

本 籍 地 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1
居 住 地 〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

氏 名 猪名川 太郎 昭和・平成 令和 () 〇〇年〇月〇日生

児童との続柄 (父)

個人番号 1234 5678 9101 → マイナンバー12桁
電話番号 072 (766) 0001

15歳未満の児童

氏 名	猪名川 花子
生 年 月 日	平成 〇〇年 〇 月 〇 日生
個 人 番 号	1234 5678 9101 → マイナンバー12桁

兵庫県知事 様

私は身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付願いたく関係書類を添えて申請いたします。

(備 考)

- 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになります。この場合には児童の氏名、生年月日、個人番号を 欄に記入し、保護者の個人番号は記入する必要はありません。
- 写真(縦4cm×横3cm)を1枚添付してください。